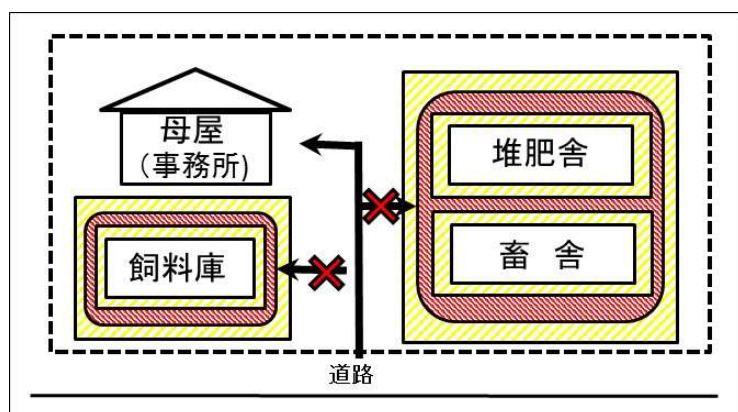


～ 畜産農家を訪ねる事業者の皆様へお願い ～

- ※ 豚熱やアフリカ豚熱といった家畜の病気は、野生動物のほか、人、もの、車によって農場内に持ち込まれる可能性があります。
- ※ 畜産農家の敷地に設けられた「衛生管理区域」は、原則、立入禁止となっていますので、皆さまの御協力をお願いいたします。

【畜産農家を訪問する時】

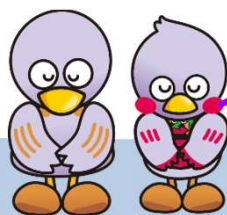
- 母屋または事務所を訪問するようにしてください。
- 衛生管理区域（図の濃い網掛け部分）には、入らないようお願いします。
- 衛生管理区域に立入る場合は、専用の長靴に履き替える、靴底の消毒をするなど、畜産農家にご確認ください。



- ✗ 衛生管理区域には入らないでください。
- 衛生管理区域
- 石灰帯
- ← 訪問ルート

【車両等（自転車・原付含む）について】

- なるべく畜産農家の敷地内に入らないようお願いします。
- 敷地内に乗り入れる場合
 - ・ 衛生管理区域の外に駐車し、降車してください。
- やむを得ず、衛生管理区域に乗り入れる場合
 - ・ 入口に設置してある消毒機器で、入退場時にタイヤ・タイヤ回り・コクピット（特に足元周辺）の消毒を実施してください。



御協力いただき、ありがとうございます。

彩の国  埼玉県

問合せ先：農林部畜産安全課（電話：048-830-4174）